

奈良県告示第三百四十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和六年二月二十六日

奈良県知事 山下 真

登録番号 （奈良県 ）	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量 （％）	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第七八五 号	とうもろ こし浸漬 液肥料	コーンス タイプ リカー	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 うち水溶性 加里 二・〇	公定規格 のとおり	令和十一 年五月八 日	三和澱粉工業 株式会社 橿原市雲梯町 五九四番地